イ　資産流動化法第四条第一項の規定による届出が行われた資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画（当該資産流動化計画の変更に係る資産流動化法第九条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該変更後の資産流動化計画。第三項第三号トにおいて同じ。）における特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号において同じ。）に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が十億円以上であること。

ロ　資産流動化法第二百条第一項の規定により、特定資産（その取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当するものである有価証券に限る。ハにおいて同じ。）の管理及び処分に係る業務を行わせるため信託会社等（資産流動化法第三十三条第一項に規定する信託会社等のうち、適格機関投資家に該当する者をいう。第三項第三号チにおいて同じ。）と当該特定資産に係る信託契約を締結しており、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。

ハ　資産流動化法第二百条第三項の規定により、特定資産の管理及び処分に係る業務を当該特定資産の譲渡人である金融商品取引業者（投資運用業を行う者に限る。以下この号及び第三項第三号リにおいて同じ。）又は当該特定資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する金融商品取引業者に委託しており、かつ、当該届出を行うことについての当該特定目的会社の社員総会の決議があること。

第十条第一項に次の一号を加える。

二十七　外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金又は企業年金基金に類するもののうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとして金融庁長官に届出を行った者

イ　外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されていること。

ロ　最近事業年度に係る財務計算に関する書類であって貸借対照表に相当するものにおける資産の総額から負債の総額を控除して得た額（第三項第四号ニ及び第十項において「純資産額」という。）が百億円以上であること。

第十条第二項中「（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）」を削り、「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同条第三項中「第二十六号」を「第二十七号」に改め、「、当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで、四月一日から一月を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日まで又は十月一日から一月を経過する日までの間に」を削り、同項第三号中「及び第二十四号」を「から第二十四号まで」に改め、同号ロ中「第一項第二十三号」の下に「及び第二十三号の二」を加え、同号ホ中「並びに」を「及び」に改め、第一項第二十三号イ若しくはロのいずれに該当するかの別」の下に「、同項第二十三号の二イからハまでのいずれに該当するかの別」を加え、同号ト中「第一項第二十三号ハ」を「第一項第二十三号の二イ」に改め、同号に次のように加える。

チ　第一項第二十三号の二ロに規定する信託契約を締結している信託会社等の名称

リ　第一項第二十三号の二ハに規定する金融商品取引業者の名称

ヌ　第一項第二十三号の二ロ又はハに規定する決議を行った社員総会の議事の内容

第十条第三項に次の一号を加える。

四　第一項第二十七号に掲げる者に係る届出者　次に掲げる事項

イ　名称

ロ　代表者の役職及び氏名

ハ　主たる事務所の所在地

ニ　最近事業年度に係る純資産額

ホ　第十一項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所

ヘ　外国において行っている業務及び当該業務の根拠となる法令

第十条第四項第四号中「及び第二十四号」を「から第二十四号まで」に改め、同項第五号中「及び第二十六号」を「から第二十七号まで」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第三項の規定により届出を行った場合の適格機関投資家に該当することとなる期間は、当該届出が行われた月の翌々月の初日から二年を経過する日までとする。

第十条第六項中「又は第三号イ若しくはハ」を「、第三号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハ」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が行われた月の翌々月の初日までに、当該届出を行った者の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所、適格機関投資家に該当する期間（第五項に規定する期間をいう。）及び当該届出を行った者が第一項第二十三号ロ又は第二十四号ロに該当するものとして届出を行った者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

第十条第十項中「及び第二十四号」を「から第二十四号まで」に、「並びに」を「又は価額、」に改め、「基金の総額」の下に「及び同項第二十七号に掲げる者に係る最近事業年度に係る純資産額」を、「第二十五号まで」の下に「及び第二十七号」を加え、同条第十一項及び第十二項中「及び第二十六号」を「から第二十七号まで」に改める。

第十一条第二項第二号ニ中「転換債権」を「転換債券」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「新株予約権証券の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社」を「次に掲げる会社」に改め、同項に次の各号を加える。

一　新株予約権証券の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。）

二　新株予約権証券の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社

第二条第四項第二号中「第五号まで及び」を「第五号まで、」に改め、「第二号の二まで」の下に「及び第十四条の十五第二項」を、「売出し（」の下に「令第二条の十二に規定する場合に該当するもの、」を加える。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の二号を加える。

十一　第二号様式のうち「第2　公開買付者の状況」の「1　会社の場合」の⑴及び⑵の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）

十二　第二号様式のうち「第5　対象者の状況」の「1　最近3年間の損益状況等」及び「3　株価の状況」の記載事項に相当する事項が記載された書面（当該公開買付届出書に当該記載事項が記載されている場合を除く。）

第二十四条第一項中「当該事項から第三十三条第四項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除いたもの」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。